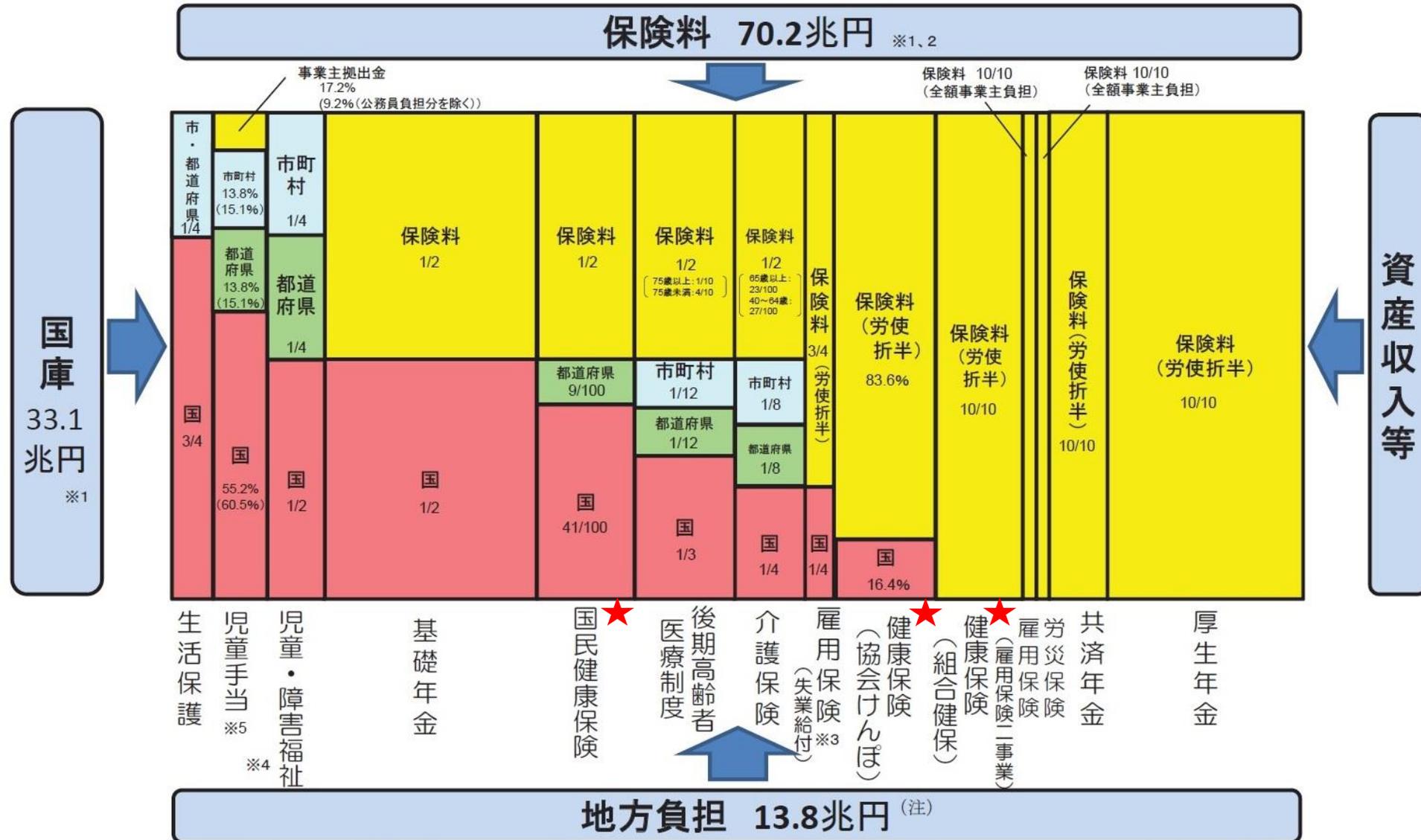


国民健康保険税率等の 改正について

令和6年1月12日付け 令和6年度事業費納付金の本算定結果を踏まえ

社会保障財源の全体像(イメージ)



(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2018年度当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)については、2017~2019年度の3年間、国庫負担額(1/4)の10%に相当する額を負担。※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。※5 児童手当については、2018年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

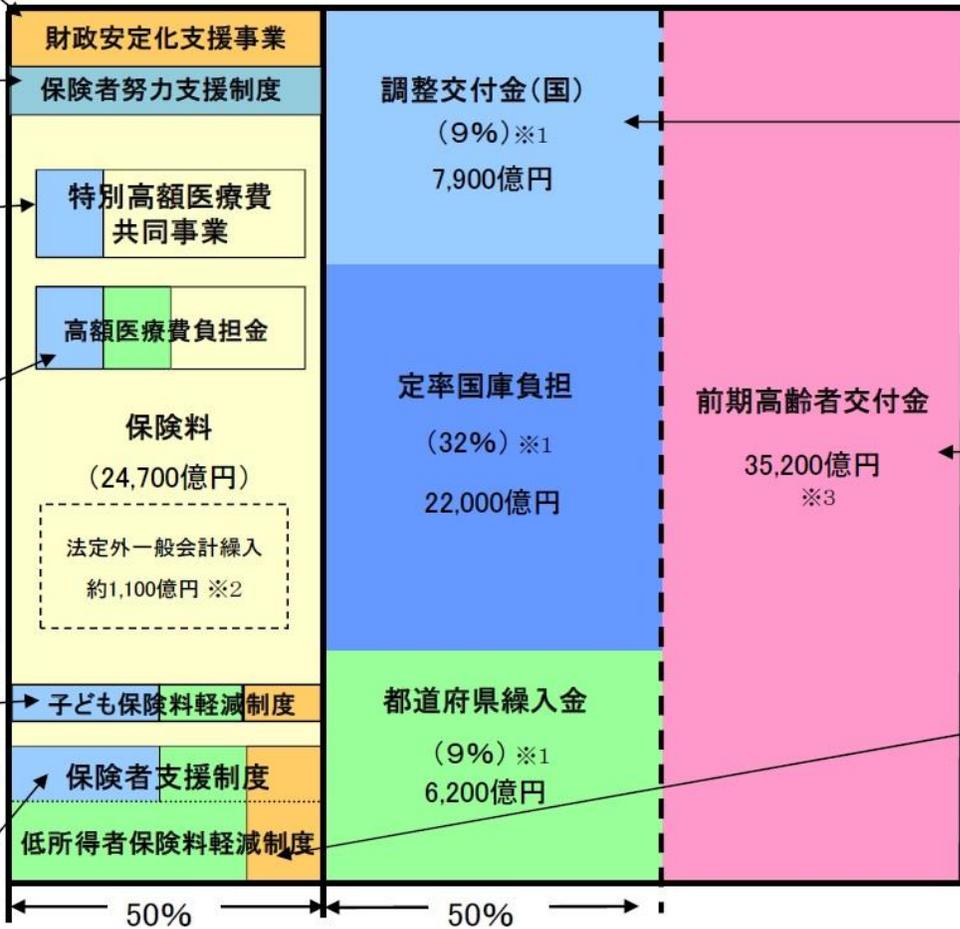
100億円
単位

令和4年度の国保財政

(令和4年度予算案ベース)

医療給付費等総額： 約107,300億円

- 市町村への地方財政措置：1,000億円
- 保険者努力支援制度**
 - 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。予算額：約1400億円 ※4 (うち事業費200億円)
- 特別高額医療費共同事業**
 - 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。国庫補助額：60億円
- 高額医療費負担金**
 - 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。事業規模：3,700億円、国庫補助額：900億円
- 子ども保険料軽減制度**
 - 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。事業規模：80億円、国庫補助額：40億円(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 保険者支援制度**
 - 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。事業規模：2,600億円、国庫補助額：1,300億円(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)



- 調整交付金(国)**
 - 普通調整交付金(7%)
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
 - 特別調整交付金(2%)
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。
 - 前期高齢者交付金**
 - 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。
 - 低所得者保険料軽減制度**
 - 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。事業規模：4,400億円(都道府県 3/4、市町村 1/4)
 - 公費負担額**
46,500億円
- 国計： 33,600億円
都道府県計： 11,100億円
市町村計： 1,800億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 令和元年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる
 ※4 令和4年度は、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち残330億円は取り崩ししない

市国民健康保険特別会計予算の構造

(歳入区分)		割合
保険税(★)		17.9%
国県支出金	普通交付金	69.3%
	特別調整交付金(★)	1.8%
一般会計繰入金	人件費・事務費、 保険基盤安定分、財政安定化(★) その他繰入	10.6%
その他収入(諸収入)		0.3%

県が給付費相当額を負担する

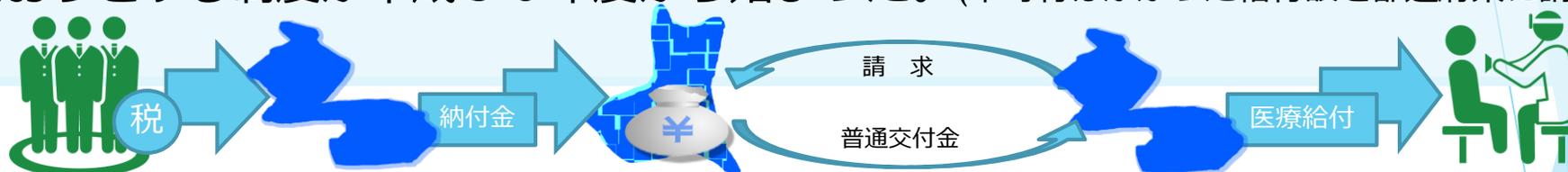
(歳出区分)		割合
人件費および事務費		1.0%
給付費	療養諸費 医療費のうち、保険者負担分 (7割・8割・9割相当)	59.9%
	高額療養費 自己負担のうち限度額 を超える分の給付	9.5%
	その他の給付 出産育児給付・葬祭 費など任意給付	0.7%
事業費納付金(★)		27.3%
保健衛生費	特定健診及び特定保健指導 ジェネリック推進など医療費適正化	1.4%
その他の支出	還付金、加算金、予備費など	0.5%

(★)国民健康保険法 (保険料)

第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

事業費納付金とは

事業費納付金とは、多くの市町村が高齢化及び被保険者数が減少していくなか、各市町村の財政基盤が縮小傾向となり、増加する医療給付費相当額を安定的に賄うことが難しく、その財源は小さな規模の市町村より、都道府県全体で確保したほうが合理的なことから、市町村から都道府県に納付金として納めることとし、都道府県はプールした財源で医療給付費総額(都道府県総額)を賄おうとする制度が平成30年度から始まった。(市町村はかかった給付額を都道府県に請求する。)



茨城県では、市町村との協議結果等を踏まえ、市町村ごとに医療費水準と所得水準を考慮し市町村ごとの納付金額を算定しており、**毎年1月中旬本算定により納付額が決定**する。
将来的には、高齢化と医療技術の進展による医療費の増と人口減により、被保険者一人当たりの負担は増えることが予想される。

事業費納付金推移	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
事業費納付金(円)	1,494,436,083	1,326,459,095	1,145,600,629	1,054,756,868	1,117,111,500	1,183,357,721
被保険者数(実績)	10,808	10,309	9,985	9,804	9,228	8,544(見込)
1人当たりの額(円)	138,271	128,670 (-6.9%)	114,732 (-10.8%)	107,584 (-6.2%)	121,057 (+12.5%)	138,502(見込) (+14.4%)

国民健康保険税とは

地方税法（国民健康保険税）

第七百三条の四 国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

- ①
 - 一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
 - 二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
 - 三 その他国民健康保険事業に要する費用
- 2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。
 - 一 基礎課税額（国民健康保険医療事業に充てる目的 全ての被保険者）
 - 二 後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者医療事業に充てる目的 全ての被保険者）
 - 三 介護納付金課税被保険者（介護保険事業に充てる目的 40～64歳までの被保険者）
- 3 略
- ③ 4 標準基礎課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。
 - 一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額 …… 4方式 令和3年度まで、医療費分と後期支援分で採用
 - 二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額 …… 3方式 令和3年度まで、介護給付分で採用
 - 三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額 …… 2方式 茨城県は令和4年度から県内統一で採用

地方税法に定めている国民健康保険税は、事業費納付金を賄うため被保険者の世帯主に課税をすることができる。その内訳は、国保医療費、後期高齢者支援及び介護保険給付に充てる目的で課税し、それぞれ、4項の1～3いずれかの方式をもって総額とする。

現行税率（R4～）	課税分				
	基礎課税分	後期支援分	医療給付分	介護給付分	
所得割	6.0%	2.5%	8.5%	2.1%	有所得者に賦課
均等割	32,000円	14,000円	46,000円	16,000円	世帯員に賦課

応能負担と応益負担

所得割 = 応能負担 支払い能力に応じた負担
均等割 = 応益負担 いつでも医療にかかれるなど受益に対する負担

社会保険における保険料は、一般的に所得ないしは経済的負担能力で賦課されるべきものとされているが、国保は地域保険として住民相互の連帯意識に支えられ運営していること、また、加入者の職業が自営業、自由業、農業といったように多岐にわたり、負担能力の測定に困難が伴うため、公平性を確保する目的で応益負担の考え方がある。

均等割の税額を高く設定すると、低所得世帯や家族が多い世帯とくに多子世帯の負担を高め、所得割の税率を高く設定すると、医療受益との関係において若年世代を中心に中間所得層の納税意欲を損ねる可能性がある

均等割：所得割のバランスを意識し公平性を確保することが重要

賦課限度額

保険税の負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響を鑑み、賦課限度額を設けている。

区分	限度額
基礎課税分	65万円
後期支援分	22万円
介護支援分	17万円

国保の限度額は、社会保険に用いる標準報酬月額等級の最高等級の該当者0.5～1.5%の基準を踏まえ、医療費の状況を考慮し、ほぼ毎年改正を行っています。

増加傾向にある医療費の影響で、保険税率を改正(増)した場合、限度額が設定されていると、高所得者の保険税は増加しないで、中間所得層や低所得者の保険税が増えることを避けるためです。

応益負担の軽減制度

国保の世帯は、年齢構成が高いことや比較的所得水準が低いことが構造的課題となっています。このため所得の少ない世帯の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて均等割額を7割、5割および2割の軽減をする措置があります。

世帯の所得が

- | | | | | |
|------------------------------|---------------|---------|---|---------|
| ・基礎控除額43万円 以下の場合 | 均等割の7割が軽減されます | 46,000円 | → | 13,800円 |
| ・基礎控除額43万円+(29万円×世帯員)以下の場合 | 均等割の5割が軽減されます | 46,000円 | → | 23,000円 |
| ・基礎控除額43万円+(53.5万円×世帯員)以下の場合 | 均等割の2割が軽減されます | 46,000円 | → | 36,800円 |

※2人以上の有所得者のいる世帯については給与所得者若しくは年金所得者の人数-1ごと10万円を加算します。

また、令和4年度から18歳以下の子どもの均等割を5割軽減（7・5・2割軽減世帯は軽減後の5割軽減）

保険税の軽減の影響で、納付金の財源となる国保税総額は減少することになります。

この減額分補填は、国縣市(一般財源)から保険基盤安定分として繰り入れます。

※子どもの軽減分のうち未就学児は保険基盤安定繰入金により補填されますが、7～18歳については市単独事業として県の特別調整交付金(市町村分)を充てています。

軽減対象
被保険者数の割合

軽減なし 42.6%

2割軽減 14.9%

5割軽減 16.9%

7割軽減 25.6%

令和6年度事業費納付金の本算定結果（令和6年1月12日付け）

令和6年1月12日付け令和6年度事業費納付金の本算定結果により、事業費納付金の総額は5393万9389円減の11億2941万8332円となった。仮算定(1,134,156,298円)と比較し微減となった。被保険者数の推計は、後期医療制度や職域保険へ異動による影響もあり、581人減となり、1人当たりの納付金は2.41%増の13万8502円となった。

事業費納付金	令和6年度(11/28仮算定)	令和6年度(1/12本算定)	令和5年度(本算定)	差 額	伸び率
茨城県総額	80,338,261,140円	79,997,713,253円	80,968,419,749円	△970,706,496円	△1.20%
かすみがうら市	1,134,156,298円	1,129,418,332円	1,183,357,721円	△53,939,389円	△4.56%
・基礎課税分	735,195,099円	733,825,032円	761,766,405円	△27,941,373円	△3.68%
・後期支援分	299,492,003円	297,561,149円	319,506,242円	△21,945,093円	△6.87%
・介護納付分	99,469,196円	98,032,151円	102,085,074円	△4,052,923円	△3.97%

被保険者数推計	令和6年度(11/28仮算定)	令和6年度(1/12本算定)	令和5年度(見込み)	差 額	伸び率
茨城県	569,231人	569,231人	595,616人	△26,385人	△4.43%
かすみがうら市	7,963人	7,963人	8,544人	△581人	△6.80%

※(参考)本算定時の推計被保険者数は茨城県605,689人 かすみがうら市8,855人

1人当たり納付金	令和6年度(11/28仮算定)	令和6年度(本算定)	令和5年度(見込み)	差 額	伸び率
茨城県総額	141,135円	140,536円	135,941円	+4,595円	+3.38%
かすみがうら市	142,428円	141,833円	138,502円	+3,331円	+2.41%

事業費納付金額を賄うための基礎として、都道府県が市町村ごとの標準的な水準の税率として標準保険料率が示される。合理的には事業費納付金の財源は特別会計の特定の財源で賄う必要があるため、標準保険料率を参考基準として課税するのが望ましい。

(標準保険料率適用試算 R06.1.13現在算定基礎を基に賦課期日R5.4.1で試算)

区分	2方式	現行税率	→	R6標準保険料率	差	ひとり当たりの課税影響額	備考(算定基礎)
基礎課税分	所得割	6.0%		7.07%	+1.07%	+5,286円	所得額 5,425,923,318円
	均等割	32,000円		42,580円	+10,580円	+7,408円	被保数 8,887人
後期支援分	所得割	2.5%		3.29%	+0.79%	+3,523円	所得額 5,425,923,318円
	均等割	14,000円		19,328円	+5,328円	+3,730円	被保数 8,887人
介護給付分 40~64歳までの被保険者	所得割	2.1%		2.73%	+0.63%	+1,025円	所得額 2,077,501,739円
	均等割	16,000円		19,839円	+3,839円	+814円	被保数 2,716人

ひとり当たりの税額の影響額 (軽減及び限度額反映後) 0~39歳 及び 65~74歳 19,947円/年 増額
40~64歳(介護第2号被保険者) 21,786円/年 増額

令和6年度標準保険料率は現行の税率を大きく上回るため、ひとり当たりの税額の影響額が大きくなることから支払準備基金を活用し激変緩和を設ける。また、こここのところの物価上昇など不安定な景気変動があることから、特に所得の低い世帯への配慮として均等割の見直しは見送り、必要額は所得割及び基金で賄う。

法定外繰入等の解消

増加する医療費総額に対して、半分を国保税(基礎課税額)で賄う必要があり、被保険者の負担は大きくなる傾向にあります。そのほかにも市町村国保は、構造的課題として増加傾向にある医療費に対し、高齢者の割合が高いことや社会構造・社会背景の変化により、財政運営が難しい状況にあります。このことから、法律等により一般会計からの繰り入れが認められています。それでも制度改正前の一部の市町村は、必要な保険税の引き上げが難しかったことで、法定外繰入などが行われてきた経過があります。制度改正以降(都道府県化)、**国保財政の健全化を図る観点から**、法定外繰入の解消を目的とした計画の策定を求められるようになり、支援制度による加減算双方向でのインセンティブを設けるなど**法定外繰入金**の**早期の解消**を国は求めている。

(特別会計) 国民健康保険法

第10条 都道府県及び市町村は、**国民健康保険**に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ**特別会計**を設けなければならない。

(会計の区分) 地方自治法

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 **特別会計**は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他**特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合**において、条例でこれを設置することができる。

(市町村の特別会計への繰入れ等) 国民健康保険法

・第72条の3 低所得者に係る保険税の軽減(基盤安定繰入金)	負担割合	県3/4	市1/4
・第72条の3の2 未就学児に係る均等割の軽減	負担割合	国1/2	県3/4 市1/4
・第72条の3の3 産前産後保険料免除制度	負担割合	国1/2	県3/4 市1/4
・第72条の4 低所得者を考慮した保険者への財政支援分(基盤安定繰入金)	負担割合	国1/2	県3/4 市1/4
・第72条の5 特定健康診査等に要する費用	負担割合	国1/3	県1/3 市1/3

(国民健康保険繰入金について) 総務省事務連絡

・出産育児一時金繰入 支給基準額の2/3	負担割合	市1/1
・国保財政安定化支援事業繰入 保険者責任に帰することができない特別な事情	負担割合	市1/1
・職員人件費および事務費等	負担割合	市1/1

(財政安定化基金) 国民健康保険法

第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業

(国民健康保険財政安定化基金 貸付・交付事業等取扱要領) 厚生労働省

市町村への貸付 事業

- 保険料(税) 収納率の悪化等により、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する場合に、財政安定化基金から市町村へ貸付を行う。
- 貸付は無利子とする。

貸付額の償還

- 償還金は、貸付を受けた翌々年度から3年間で償還することを原則とする。ただし、災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるため都道府県がやむを得ないと認める場合は、償還期限をさらに3年間まで延長することができる。

※基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度に収納した保険税の合計額(保険税収納額)
基金事業対象保険料必要額 標準基礎課税総額+標準後期高齢者支援金課税総額+標準介護納付金課税
総額の合算額に基金対象比率を乗じた額